# 令和2年度

高知市食品衛生監視指導計画

### -目次一

		真					
1	はじ	めに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1					
2	監視	指導計画の対象区域及び実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1					
3	監視	指導計画の実施体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1					
4	監視	指導の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2					
5	食品	等の検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3					
6	食品	衛生法等に対する違反発見時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 4					
7	食中	毒等健康危害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4					
8	市民	への情報提供及びリスクコミュニケーションの実施・・・・・・・・・・・・ 4					
9	食品	衛生に係る人材の養成及び資質の向上・・・・・・・・・・・・・・・4					
10	監視	指導計画の策定・変更と意見募集,実施結果の公表 ・・・・・・・・・・・・5					
用語解説							
別表	₹1	監視指導計画(許可を要する施設)					
別表	₹2	監視指導計画(許可を要しない施設)					
別表	₹3	監視指導計画(と畜場及び食鳥処理場等)					
別表	₹4	その他の重点監視指導					
別表	₹5	食品供給行程(フードチェーン)の各段階における重点監視指導事項					
別表	₹6	食品等検査計画(収去及び買取り検査)					
別表	ŧ 7	食肉関係衛生検査計画(と畜場及び食鳥処理場等の衛生管理状況確認)					

#### 1 はじめに

高知市では、市民の食の安全を確保するため、毎年度「食品衛生監視指導計画」を策定し、食品取扱施設への監視指導や食品の検査等を実施しています。

平成30年6月13日に、「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布され、食品の安全性の更なる向上を図るため、HACCP\*1に沿った衛生管理の実施などが求められることになりました。食品等事業者には、改正食品衛生法が施行されるまでの間、研修会等を開催するとともに、更なる一般衛生管理の徹底とHACCPに沿った衛生管理への対応を求めていきます。

「令和2年度高知市食品衛生監視指導計画(以下「監視指導計画」という。)(案)」について、令和2年2月10日から3月9日までの間、意見募集(パブリック・コメント)を実施し、そのご意見を踏まえて、監視指導計画を策定しました。

#### 2 監視指導計画の対象区域及び実施期間

- (1) 対象区域 高知市全域
- (2) 実施期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間

#### 3 監視指導計画の実施体制等

#### (1) 高知市保健所生活食品課

部署名	担当職員		業務内容
食品保健担当 (6名)	食品保健担当係長 食品衛生監視員	1名 5名	<ul> <li>・飲食店等の営業許可</li> <li>・食品取扱施設の監視指導</li> <li>・給食施設の監視指導</li> <li>・HACCPの普及推進</li> <li>・食中毒等の調査</li> <li>・食品に関する相談等への対応</li> <li>・食品衛生講習会等による情報提供</li> </ul>
検査指導担当 (4名)	検査指導担当係長 食品衛生監視員	1名 3名	<ul><li>食品、食中毒等の検査</li></ul>
食肉衛生検査所(7名)	食肉衛生検査所長 食肉衛生検査担当係長 と畜検査員・食鳥検査員 (食品衛生監視員を兼任)	1名 1名 5名	<ul><li>・と畜検査</li><li>・と畜場の設置許可及び監視指導</li><li>・食鳥検査</li><li>・食鳥処理事業の許可及び監視指導</li><li>・HACCPによる衛生管理実施への支援</li></ul>

#### (2) 関係部局との連携

#### ア 国の食品衛生関係部局との連携

大規模又は広域的な食中毒等が発生した場合や広域流通食品等に係る違反事例を発見した場合には、厚生労働省等に迅速に通報し、連携して必要な対策を講じます。また、厚生労働大臣が設置する広域連携協議会\*2に構成員として参加し、国や関係自治体と連携して必要な対策を講じます。

#### イ 高知県食品衛生関係部局との連携

「高知県食の安全・安心推進計画」に基づき、食品の安全性を確保するため、高知県と連携して監視指導を実施します。また、県内に流通する食品に係る食中毒等が発生した場合や健康危害の情報を入手した場合、「県民・市民の健康危機に対応する高知県・高知市行動指針」に基づき、高知県と連携して必要な対策を講じます。

#### ウ 他の自治体との連携

広域流通食品及び輸入食品等について,関係自治体と連携して監視指導を実施します。また, 広域流通食品に係る食中毒等が発生した場合,関係自治体と連携して必要な対策を講じます。

#### エ 農林水産部局等との連携

農林水産物の生産段階や食品の表示に係る監視指導については、食品表示法、農薬取締法、 家畜伝染病予防法等を所管する農林水産部局、景品表示法等を所管する関係部局と連携して監 視指導等を実施します。

#### オ 庁内関係部局との連携

「高知市食の安全・安心推進に係る連絡会議」等を通じ、食品の安全性を確保するため、関係部局と連携を図ります。

#### カ 関係団体との連携

自主衛生管理の推進及び食品衛生知識の普及、啓発等を行っている一般社団法人高知県食品衛生協会の地区協会である高知市食品衛生協会と情報交換等を行い、連携を図り監視指導等を 実施します。

#### 4 監視指導の実施

#### (1) 食品取扱施設への立入検査の方向性

食品の製造・加工技術等の高度化、食品の多様化、食品流通の広域化及び国際化等に適切に対処するため、計画的・効果的な監視指導と科学的知見に基づいた衛生指導を実施します。

食品等事業者に対してHACCPに沿った衛生管理の推進を図ります。

また、年度ごとに重点監視対象業種を明確化し、食品の安全性の確保を図ります。

#### (2) 監視対象業種及び監視指導回数

業種ごとに、過去の食中毒の発生頻度、製造・販売される食品の流通範囲及び営業の特殊性等を考慮して、監視の重要度を分類し、別表1、2、3のとおり監視指導を実施します。

#### (3) 重点監視指導

平成30年6月13日に、「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、原則として、すべての食品等事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理が求められることになりました。このことを踏まえ、営業許可更新の際には、各業界団体が作成したHACCP導入の手引書の活用等について周知するとともに、衛生管理計画の作成等の支援を行います。

また,「営業許可制度の見直し・営業届出制度の創設」がなされることから,施設の監視指導や講習会等を通じ,「営業許可制度の見直し」等について周知します。

季節やイベント等に応じ、大量に食品が消費される時期においては、食品を取り扱う施設に対し、別表4のとおり監視指導を実施します。

#### ア 夏期一斉取締り

細菌性食中毒が多発しやすい夏期(7~8月)に、高知市卸売市場、弁当・そうざい等を大量に製造する施設、魚介類販売施設、食肉販売施設、生食用食肉を取り扱う施設等の監視指導を重点的に実施します。

#### イ 年末一斉取締り

食品流通量が増加する年末(12月)に、そうざいや皿鉢料理等を大量に製造する施設、洋生菓子を製造する施設及び生食用食肉を取り扱う施設等の監視指導を重点的に実施します。

#### ウ 街路市の監視指導

高知市では、日曜市等の街路市が開催されており、代表的な観光資源のひとつとなっています。より良い街路市とするために、多くの観光客が訪れるゴールデンウィークの前と観光・行楽期(10~11月)に監視指導を実施します。

- エ 食品を取り扱うイベント等の監視指導 大規模なイベント等において、食品を取り扱う施設の監視指導を実施します。
- オ 第 44 回全国高等学校総合文化祭「2020こうち総文」への対応 令和2年7月31日から8月6日まで,第44回全国高等学校総合文化祭「2020こうち総 文」及び関連行事が開催されるため、関連施設の監視指導等を実施します。

#### (4) 監視指導事項

#### ア 共通監視指導事項

- ・高知県食品衛生法施行条例に基づく営業施設の基準の遵守状況
- ・高知市食品衛生法施行条例に基づく管理運営基準の遵守状況
- ・HACCPに沿った衛生管理状況
- イ 食品表示法に基づく適正表示
- ウ 食中毒予防における重点監視指導事項
  - ・鶏刺し等の食肉の生食の危険性の周知徹底
  - ・アニサキスによる食中毒対策の徹底
  - ・ノロウイルスによる食中毒対策の徹底
- エ 食品群ごとの食品供給行程(フードチェーン)の各段階における重点監視指導事項 上記アの共通監視指導事項に加え、食品供給行程(フードチェーン)の各段階に応じ、監視 指導を別表5のとおり実施します。なお、生産段階における取組については、必要に応じ、関 係部局と連携して監視指導を実施します。
- オ と畜場及び食鳥処理場の監視指導事項
  - ・食肉及び食鳥肉の微生物汚染の防止の確認及び指導
  - ・「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」等に定められた施設 基準、管理運営基準等に基づく確認及び指導
  - ・と畜場及び大規模食鳥処理場でのHACCPに基づく衛生管理についての助言及び指導
  - ・特定危険部位の除去に係る分別管理及び処理の確認

TSE\*3対策として、牛、ヒツジ、ヤギの特定危険部位\*4が、と畜解体時に食肉等を汚染しないよう、と畜場に義務付けられている、特定危険部位の除去に係る分別管理及び処理が適切に行われていることを確認します。

#### 5 食品等の検査

(1) 収去検査\*5及び買取り検査

高知市内で生産、製造、加工、販売される食品や大量調理を行う集団給食施設等において調理 される食品等の安全性を確保するため、食品衛生法等に定められている試験法に準じて微生物検 査や理化学検査を、別表6のとおり実施し、科学的な知見に基づいた衛生指導を行います。

(2) と畜検査

と畜場に搬入される獣畜を1頭ごと生体時及び頭・内臓・枝肉について検査し、疾病の排除及 び病原微生物等による汚染を防止します。TSEスクリーニング検査では、該当する牛、ヒツジ、 ヤギ全ての検査を行います。

(3) 食鳥検査

大規模食鳥処理場に搬入される食鳥を1羽ごと検査し、疾病の排除及び病原微生物等による汚染を防止します。

(4) と畜場等の衛生管理状況確認検査(拭き取り検査等)

と畜場、食鳥処理場及びそれぞれに併設された食肉処理施設について、別表7のとおり拭き取り検査等を実施し、科学的な知見に基づいた衛生指導を行います。

#### (5) 信頼性確保対策

検査指導担当及び食肉衛生検査所は、「高知市食品検査施設における検査等の業務管理基準 (GLP)」に基づき、内部点検の定期的な実施、外部精度管理\*6への参加等、試験精度の信頼性を確保するとともに、検査技術の向上を図ります。

#### 6 食品衛生法等に対する違反発見時の対応

#### (1) 違反に対する措置

違反食品等が販売,使用されないよう,速やかに改善指導,廃棄・回収等の指示,行政処分等を行います。施設基準や製造基準等の違反を発見した場合も同様の措置を講じます。違反食品等が高知市以外で生産,製造,加工されていた場合は,速やかに関係自治体と連携して対策を講じます。

#### (2) 違反事実の公表

食品衛生上の危害の状況を明らかにし、危害の拡大防止及び再発防止を図るため、必要に応じ、 違反した者の名称、対象食品、対象施設等を公表します。

#### 7 食中毒等健康危害発生時の対応

食中毒等健康危害の発生時には、危害の拡大防止のために、関係部局と連携を図り、迅速に原因 究明を行います。必要に応じ、「高知市食品衛生法関係不利益処分要領」に基づき、原因施設に対 し、営業停止等の行政処分を行うとともに、関係者に対する衛生教育を行い、再発防止を図りま す。

#### 8 市民への情報提供及びリスクコミュニケーションの実施

- ・食品に関する相談等に対応します。
- ・食中毒予防に関する情報,健康危害発生状況等を市ホームページや広報紙「あかるいまち」等 を通じて情報提供します。
- ・食品衛生に関する講習会等へ講師を派遣します。
- ・市民の関心の高い内容をテーマとし、食品の安全性に関するリスクコミュニケーション\*<sup>7</sup>等を 実施します。
- ・例年開催されている食育実践発表会等の機会を捉え、食育\*8を推進します。

#### 9 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

#### (1) 食品衛生監視員・検査員

食品衛生に関する専門的知識や情報の収集を行い、人材の養成及び資質の向上を図るために、 厚生労働省及び国立保健医療科学院等が開催する研修会等に参加します。

#### (2) 食品等事業者

#### ア 自主衛生管理の推進

食品等事業者の食品衛生に対する意識の向上と自主衛生管理の徹底を図るため、食中毒予防 等に関する研修会等を開催します。また、食品等事業者自らが実施する食中毒予防の衛生講習 会等に講師を派遣します。

#### イ HACCPに沿った衛生管理の導入の推進

食品等事業者に対し、施設への立入検査及び講習会等の機会を通じ、HACCPに沿った衛生管理の実施に向けた指導、助言を行います。

#### ウ 食品衛生責任者の資質の向上

高知市食品衛生協会が主催する食品衛生責任者養成講習会に講師を派遣し、食品衛生責任者を養成するとともに、その資質の向上を図ります。

#### エ 優良施設等の表彰

食品衛生の向上を目的として,衛生管理の優良な施設や模範的な食品等事業者に対し,保健 所長表彰を行います。

#### オ 給食関係者の資質の向上

関係課と連携を図り、給食関係者(栄養士、調理員等)に対し、施設管理及び食中毒予防に 関する衛生講習会等を開催します。

#### カ 食肉処理施設の関係者の資質の向上

食肉の安全性の確保のため、と畜場、食鳥処理場及びそれらに併設された食肉処理施設の関係者に対し、衛生講習会等を開催するとともに、HACCPに沿った衛生管理について助言を行います。また、自主管理記録実施状況の確認や自主検査に関する技術支援を行います。

#### (3) 食品衛生指導員

高知市食品衛生協会の食品衛生指導員の資質の向上を図るため、食品衛生指導員研修会等に講師を派遣し、自主衛生管理の推進活動への支援を行います。また、一般社団法人高知県食品衛生協会が開催する食品衛生指導員養成講習会に講師を派遣します。

#### 10 監視指導計画の策定・変更及び実施結果の公表

監視指導計画の策定・変更にあたっては、市ホームページ等を通じて公表し、市民から広く意見を募集します。また、監視指導計画に基づく立入検査や食品等の収去検査の結果について、次年度6月末日までに公表するほか、夏期及び年末一斉取締りを実施した結果は、年度途中においても公表します。

#### 本文中の\*のついた語句の説明

- \*1 HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point: 危害分析重要管理点)とは、 食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理方式をいいます。
- \*2 広域連携協議会とは、広域的な食中毒の発生・拡大防止のために、国と関係自治体が相互に連携・協力する場として、平成31年4月1日から厚生労働大臣が設置する協議会をいいます。
- \*3 平成13年10月18日からBSE(牛海綿状脳症)スクリーニング検査が開始され、「と畜場法施行規則」の一部改正により、平成17年10月1日から、牛と併せてヒツジやヤギも対象に加えられ、TSE(伝達性海綿状脳症)と総称されるようになりました。牛については生後24ヶ月齢以上のもので、生体検査において神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するもの。ヒツジ及びヤギについては月齢に関わらず、生体検査において臨床症状を呈するものを検査対象としています。
- \*4 特定危険部位とは、牛、ヒツジ、ヤギの体内で異常なプリオンタンパクが特に蓄積しやすく、感染性が高いといわれる部位。牛の特定危険部位は、全月齢の牛の扁桃、回腸遠位部(盲腸の接続部から2メートルまで)、30ヵ月齢超の牛の頭部(舌・頬肉を除く)、脊髄を指します。ヒツジ及びヤギの特定危険部位は全月齢の脾臓及び回腸、12ヵ月齢以上のものの頭部(舌・頬肉を除く)及び脊髄とされています。なお、頭部には扁頭が含まれます。
- \*5 収去検査とは,食品衛生法第28条に基づいて実施する食品等の検査をいいます。厚生労働大臣, 内閣総理大臣,都道府県知事等が必要と認めたときに,食品等事業者に対して検査に必要な量の食品等を無償で提供させることができます。
- \*6 外部精度管理とは、複数の検査機関が同一検体を検査し、その検査結果を第三者機関が集計、解析、評価する調査事業のことをいいます。これに参加することにより検査データの信頼性を確保します。
- \*7 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションとは、食の安全に関する情報を公開し、消費者、食品等事業者、学識経験者及び行政担当者が、意見を相互に交換し、双方向の対話を図ることをいいます。消費者や食品等事業者を含む市民の意見を、食品衛生に関する施策に反映することを目的とします。
- \*8 食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることをいいます。

別表1 監視指導計画(許可を要する施設)

別表 1 監 ランク	監視指導 回数	許可を要する施設) 	
A	2回/年	過去2年以内に、行政処分を受けた営業が	施設
В	1回/年	高知市卸売市場 菓子製造業 (広域流通食品製造施設) そうざい製造業 (広域流通食品製造施設) 高知県版HACCP認証施設	
С	1回/2年	飲食店営業(旅館・仕出し・弁当) アイスクリーム類製造業(「一般」) 豆腐製造業 魚肉ねり製品製造業 食肉製品製造業 みそ製造業 ソース類製造業 缶詰又は瓶詰食品製造業 氷雪製造業(「一般」)	めん類製造業 あん類製造業 清涼飲料水製造業 醤油製造業 添加物製造業 食用油脂製造業 酒類製造業
D	1回/3年	菓子製造業(B, Eランク以外) そうざい製造業(Bランク以外) 食肉処理業 食肉販売業(「一般」)	無介類競り売り営業 魚介類販売業 (「一般」) 食品の冷凍又は冷蔵業 集乳業
Е	1回/4年	飲食店営業 (Cランク以外の細分業種) 喫茶店営業 菓子製造業 (「屋台」) アイスクリーム類製造業 (「その他」) 乳類販売業	食肉販売業(「包装食肉」) 魚介類販売業(「自動車」, 「包装魚介類」) 氷雪製造業(「自動角氷製造機」) 氷雪販売業

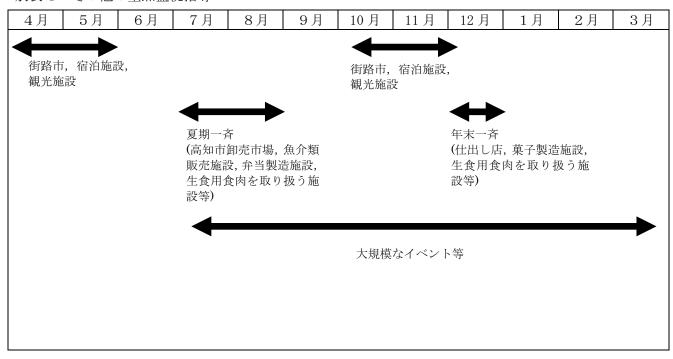
別表2 監視指導計画(許可を要しない施設)

ランク	監視指導回数	業種等		
а	1回/年	センター方式の給食施設		
b	1回/2年	1回300食以上又は1日750食以上調理して提供する給食施設		
С	1回/3年	1回100食以上又は1日250食以上調理して提供する給食施設		
d	1回/4年	1回50食以上又は1日100食以上調理して提供する給食施設		
1 p 1 1 回 / 6 年 1 1		許可を要しない食品の製造業及び販売業 a, b, c, dランク以外の給食施設		

別表3 監視指導計画(と畜場及び食鳥処理場等)

監視指導回数	業種等
1回/月	と畜場及びと畜場に併設している食肉処理業
1回/3月	大規模食鳥処理場及び食鳥処理場に併設している食肉処理業
1回/6月	小規模食鳥処理場及び食鳥処理場に併設している食肉処理業

別表4 その他の重点監視指導



別表 5 食品供給行程 (フードチェーン) の各段階における重点監視指導事項

別表 5 食品	古供給付程(フードナェーン)の名 	はは、一般における重点には	<del>等</del> 事後
食品群	採取, とさつ及び解体, 食鳥処理等(保管も含む)	製造及び加工	貯蔵, 運搬, 調理及び販売
食肉・ 食鳥肉品 食肉製品	・健康な場合の搬入の推進 ・健康な場合の搬入の指進 ・獣畜及び食鳥の病歴を踏まえた ・獣畜及び食鳥の病歴を踏まえた ・微生物検査による衛生的な場合 ・微生物検査による衛生的な場合 ・微生物検査による衛生が ・動物用医薬品等の投与歴を踏まえた。 ・認定が質食鳥処理を踏まれた。 ・認定が関係を変によりで ・認定が関係を変になり、 ・認によりとするとは、 ・野生鳥獣の異常の有無の確認の ・食肉処理施設におけるの 野生鳥獣及び解体後の野生鳥獣 肉等の異常の有無の確認の徹底	<ul> <li>・食肉処理施設における微生物汚染の防止の徹底</li> <li>・原材料受入れ時における残留抗生物質等の検査実施等による原材料の安全性確保の推進</li> <li>・食肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用の徹底</li> </ul>	・温度管理の徹底 ・衛生的な取扱いの徹底 ・加熱調理の徹底 ・食肉処理施設で解体され た野生鳥獣肉の使用の徹 底
乳· 乳製品	・健康な獣畜からの搾乳の徹底 ・搾乳時における微生物汚染防止 の徹底 ・搾乳機器の洗浄及び殺菌の徹底 ・搾乳後の温度管理の徹底	<ul><li>・微生物汚染の防止の徹底</li><li>・原材料受入れ時における 残留抗生物質等の検査 実施等の推進</li><li>・飲用乳についての微生物 等に係る出荷時検査の 徹底</li></ul>	・温度管理の徹底 ・衛生的な取扱いの徹底
食鳥卵	<ul><li>・鶏舎内の衛生管理の推進</li><li>・食用不適卵の排除の徹底</li><li>・採卵後の低温管理の徹底</li></ul>	<ul><li>・新鮮な正常卵の受入れの 徹底</li><li>・低温管理の徹底</li><li>・洗卵時及び割卵時の汚染 防止の徹底</li><li>・汚卵,軟卵及び破卵の選 別等検卵の徹底</li></ul>	・低温管理の徹底 ・破卵等の検卵の徹底
魚介類・ 水産加工 品	・貝毒等に関する検査の徹底 ・生食用かきの採捕海域における 衛生状況の確認の徹底 ・漁港等における衛生的な取扱い の徹底 ・有毒魚介類等の排除の徹底	・生食用かきの採捕海域等の適正表示の徹底 ・フグの衛生的な処理の徹底 ・生食用鮮魚介類の衛生管理の徹底 ・製造過程又は加工過程における微生物汚染の防止の徹底 ・製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進	・水産加工品の温度管理の 徹底 ・衛生的な取扱いの徹底 ・加熱を要する食品につい ての加熱調理の徹底
農作物・ 農作物の 加工品	<ul><li>・肥料等を通じた動物の糞尿由来等の微生物汚染防止の徹底</li><li>・残留農薬検査の実施</li><li>・有毒植物等の採取禁止の徹底</li></ul>	<ul><li>・野菜,果実等の衛生管理の徹底</li><li>・原材料の安全性確保の徹底</li><li>・製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進</li></ul>	<ul> <li>・野菜、果実等の洗浄及び必要に応じた殺菌の徹底</li> <li>・残留農薬、汚染物質等の検査の実施</li> <li>・穀類、豆類等の運搬時のかび毒対策の推進</li> <li>・有毒植物等の市場からの排除の徹底</li> </ul>

別表6 食品等検査計画(収去及び買取り検査)

食品名	検体数	検 査 項 目
生食用かき	3	細菌数,糞便系大腸菌群,腸炎ビブリオ,ノロウイルス
生食用鮮魚介類	20	腸炎ビブリオ
魚肉ねり製品	10	細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、保存料
生食用食肉	10	腸内細菌科菌群、糞便系大腸菌群、サルモネラ属菌
アイスクリーム類・氷菓	15	細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌
清涼飲料水	2	大腸菌群, 鉛
漬物 (浅漬)	5	大腸菌、腸炎ビブリオ
弁当・そうざい	60	細菌数,大腸菌,黄色ブドウ球菌,サルモネラ属菌, 腸炎ビブリオ
調理パン	20	細菌数、大腸菌、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌
菓子類 (和菓子・洋生菓子)	40	細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌
めん類	20	細菌数、大腸菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌
油脂	5	酸価,過酸化物価
うなぎ	3	抗菌剤
野菜・果物	30	残留農薬
牛・馬・豚・鶏	10	残留動物用医薬品, 残留農薬
流通食品	20	放射性物質
拭き取り	40	細菌数, 大腸菌群数
合計	313	

別表7 食肉関係衛生検査計画(と畜場及び食鳥処理場等の衛生管理状況確認)

7/14X 1 +/-÷n	及内因所用工限且可固(乙田勿及〇及局及任勿守少用工自任仆仇惟心)			
施設	検体	時期	検体数	検 査 項 目
と畜場	枝肉*胸部 枝肉肛門周囲部 施設器具等	毎月	408	細菌数,大腸菌群,大腸菌, 腸管出血性大腸菌
食肉処理施設 2施設と畜場に併設された	カット肉等 まな板,包丁等 作業者の手指 使用水	4回/年	96	細菌数,大腸菌群,腸管出血性大腸菌, サルモネラ属菌,黄色ブドウ球菌
食鳥処理場等	 丸とたい** カット肉等 まな板,包丁等 作業者の手指 使用水	4回/年	104	細菌数,大腸菌群,サルモネラ属菌, 黄色ブドウ球菌,カンピロバクター

<sup>\*</sup> 枝肉とは、獣畜をとさつし、皮を剥ぎ、内臓を摘出し、頭・足・尾等を取り除き、背骨に沿って 2 分割したものをいいます。

<sup>\*\*</sup>丸とたいとは、食鳥を放血、脱羽した内臓付き食鳥肉をいいます。

## ≪お問合せ先≫

〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目 7-45

高知市保健所生活食品課

TEL 088-822-0588

FAX 088-822-1880

電子メール kc-140300@city.kochi.lg.jp